

長崎県 No.324 暮らしの情報

2014
3・4
月号

③「気がつけばキミもターゲット!?!」～トラブルに遭わないためのアドバイス～

ケース① 「ワンクリック請求」

- 興味本位で、知らない人からのメールを開いたり、記載されているURLにアクセスしない。
- 契約は売り手と買い手の合意が必要。ワンクリックでは契約は成立しないから、請求は無視する。
- 相手に問い合わせなどをしない。



ケース② 「サクラサイト」

- あやしい書き込みは無視する。
- ネット上で知り合った人を簡単に信用しないこと。
- 別のサイトへ誘導されたら、「おかしい!」と思うこと。
- 安易に連絡先を教えない。



ケース③ 「キャッチセールス」

- 街で声をかけてきた人に簡単について行かない。
- 安易に連絡先を教えない。
- 強引な勧誘はキッパリ断る。
- 解約したい場合は「クーリングオフ」制度を活用する。



ケース④ 「マルチ商法」

- 「楽に」「簡単に」儲かるようなウマイ話はない。
- 「あやしい」「ちょっとおかしい!」と思ったら、キッパリ断る。
- 安易に話に乗らない。
- 解約したい場合は「クーリングオフ」制度を活用する。



内容紹介

- 若者のための特集号「めざそう賢い消費者!」 (1)
- 「知事の言葉」 (1)
- 「契約ってナニ?」 (2)
- 「未成年者契約」 (2)
- 消費生活センター相談窓口から「インターネット通販の前払いで、商品が届かない」 (3)
- 「気がつけばキミもターゲット!?!」 (4)
- お知らせ
電子メールで県消費生活センターへの相談ができます (4)



若者のための特集号「めざそう賢い消費者!」

若者の消費行動が社会を変える!!

就職や進学で社会に出ると、自分で決めなければならない「消費」の機会が増え、消費者トラブルに巻き込まれるケースも増えてきます。

「消費行動」は、社会や経済の仕組みを担っているといってもいいくらい、とても重要なことです。

自らが消費者トラブルから身を守るための知識を身につけることはもちろんですが、それぞれの「消費行動」を通じてより良い社会にして行く、そんな自立した「賢い消費者」になることが求められています。



お知らせ

電子メールで県消費生活センターへの相談ができます

消費者と事業者間の売買・契約に関するトラブルや問い合わせがありましたら次の手順で相談ができます。



- (手順) ①長崎県消費生活センターのホームページ(ながさき消費生活館)をひらく
 ②「消費者生活相談」→「電子メール相談」→入力画面が表示されます
 ③相談内容を記載の上、送信してください
 ※受付けた相談への回答は原則として電話で行います

この情報は県消費生活センターのホームページ「ながさき消費生活館」でもご覧いただけます

<http://www.nagasaki-shouhi.jp/>



計量器に関するお問い合わせは
長崎県計量検定所
〒850-0047 長崎市銭座町3-3
TEL 095-844-9892 FAX 095-844-8844

編集・発行
長崎県消費生活センター
(長崎県県民生活部食品安全・消費生活課)
〒850-0057 長崎市大黒町3-1 長崎交通産業ビル4階
ホームページ「ながさき消費生活館」 <http://www.pref.nagasaki.jp/shouhi/>
TEL 095-824-0999
FAX 095-828-1014

安全安心な消費生活の実現を目指して

県では、国からの交付金を原資とした基金も活用しながら、市町や県の相談機能の強化や消費者啓発の推進などに取り組んでいるところです。しかしながら、「お金」「健康」「孤独」に対する高齢者が抱く生活不安や、若者を中心に普及が著しいデジタルコンテンツ等を悪用した手口による消費者被害が後を絶ちません。

今後とも、市町や地域の皆様と一体となり、「暮らしの情報」の紙面充実を含めて、よりきめ細やかな消費者行政を推進し、県民の皆様の安全・安心な消費生活の実現を目指してまいります。

平成26年3月1日 長崎県知事 中村 法道

①「契約ってナニ？」

私たちはあまり意識していませんが、いろいろな商品を購入したり、サービスを利用したりするために、毎日多くの「契約」を繰り返しています。商品やサービスを「買う人」「売る人」双方の意見が合致(合意)したときに「契約は成立」します。それは「口約束」でも成立します。



「契約とは？」

「法律による責任が生じる約束」のことです。

契約が成立すると、一方の都合だけで勝手に取り消すことはできません。ただし、次の場合は契約を取り消すことができます。

- ①業者の説明がウソで、だまされて契約した場合。
- ②業者が都合の悪いことを教えてくれずに契約した場合。
- ③業者が「契約するまで帰らなかった」「帰してくれなかった」場合。
- ④双方で「契約解除」の合意があった場合。

②「未成年者契約」

=親など親権者の同意のない契約は取り消すことができる!

※しかし、未成年でも次の場合は契約の取り消しはできません

- ①お小遣い等許された範囲での契約
- ②「成人である」「親の同意を得ている」などと自分からだました場合。
- ③結婚している場合。

消費生活センターの相談窓口から

インターネット通販の前払いで、商品が届かない —個人名義の銀行口座への前払いはしない!—

相談事例

10日前、インターネット通販でブランド物のキーケースを注文して、外国人名義の銀行口座に前払いしたが商品が届かない。ウェブサイトの会社概要には代表者が日本人名で、住所や電話番号の表記もあり、支払い方法も代引き配達などが選択できたので信用した。特に通常15,000円するキーケースが6,600円と安かったので注文することにした。注文後に「銀行口座へ前払い」の指示があり、少し迷ったが振り込んだ。しかし、商品は届かずメールで問い合わせても返信がない。電話してもつながらなかった。(20代 男性)



センターの対応

同種事例について説明し、商品を受け取ることは極めて難しく、返金も望めないと思われると伝えた。警察署に相談し、その旨を相手会社にメールで通知し返金などを求めてみてはどうか。また、ウェブサイト上の住所を別途検索し、存在すればはがきで返金などを求めてみてはどうかと伝えた。時には、振り込み先銀行口座がすでに凍結されていて、入金できていない場合があるので問い合わせるようにと勧めた。

消費者へのアドバイス

スマホの普及に伴って若年層のネット通販が増加していますが、同種事例の他にも高校生からスニーカーを注文したら違う商品が届いた。ポロポロのものが届いたなどの苦情が当センターにありました。また、全国的にも増加しており、国民生活センターでも注意を呼びかけています。同センターによると、昨年4月から11月までの間に、全国の消費生活センターに寄せられたネット通販の前払いに関する相談件数は4,165件前年同期の6倍以上にのぼっています。相談のあったケースの支払額は9割が5万円未満で、振り込み先を個人名義の口座を指定する業者が大半で、外国人名義と思われるものも目立ったということです。

<被害にあわないための対策>

- ・ブランド品が極端に安い、日本語表現が不自然などの場合は、偽ブランド商品を扱う海外サイトである可能性もあります。運営会社名やショップ名を始め、所在地や電話番号など、会社に関する情報を詳細にチェックする。電話番号が載っている場合は、利用する前に電話をかけてみるのも騙されないためには有効な手段です。
 - ・銀行振り込みに変更依頼が来たら要注意!!
- 銀行振り込みでの被害が圧倒的に増えています。ウェブサイトではいかにもクレジットカード払いができるような表示になっていますが、商品申し込み後に、さまざまな理由をあげ、前払いの銀行振り込みに誘導します。また、振り込み先口座は会社名ではなく、外国人の個人名義であるケースがほとんどですので、この場合には十分注意して下さい。

*参考:消費者庁越境消費者センター(CCJ)HP <http://www.cb-ccj.caa.go.jp/>